

京都市訓令甲第 3 号  
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年5月15日

京都市長 門 川 大 作

別表第2文化芸術企画課長の項の次に次の1項を加える。

|              |  |
|--------------|--|
| 地域自治推進<br>室長 | (1) 特別定額給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関するこ<br>と。 |
|--------------|--|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)